電気通信大学UEC成績優秀者特待生制度規程

制定 令和2年1月15日規程第23号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学UEC成績優秀者特待生(以下「特待生」という。) 制度に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 特待生制度は、本学学生の学業の成果を評価し、学業成績が優秀である学生を特待生とし、さらに学修への意欲を高めることを目的とする。

(特待生数及び待遇の内容)

- 第3条 特待生は、情報理工学域昼間コースの2年次から4年次の各年次ごとに各類1名とする。
- 2 年額500,000円を支給する。
- 3 特待生の期間は、当該年度限りとする。 (特待生の選考)
- 第4条 各類の各年次において前年度までの学業成績のGPAが1位の者を特待生として 選考する。
- 2 前項において、特待生として選考された者から特待生を辞退する旨の申し出があった ときは、選考において次点であった者を特待生として繰り上げるものとする。 (担当事務)
- 第5条 特待生に関する事務は、学務部学生課が行う。 (その他)
- 第6条 この規程に定めるもののほか、特待生に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和2年1月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。